

水道料金改定のお知らせ

清水地区用

平成20年6月使用分から水道料金が変わります

静岡市上下水道局では、安定的な飲料水の供給と、暮らしの基盤である安全、安心、快適な市民生活の実現を目指して、上水道の整備を進めております。

平成15年4月の旧静岡市、旧清水市との合併後、平成16年度には新静岡市における「水道事業基本構想・基本計画」を策定し、更に、平成18年3月の旧蒲原町との合併以降、同地区における建設計画を含めた新しい水道事業計画を作成し、安全でおいしい水を安定的、効率的に供給するため、老朽施設の更新など建設改良事業を計画的に進めるとともに、地震対策の充実、水質管理体制の強化、サービス面の向上にも努めてまいります。

水道料金に関しましては、合併前の旧市町における料金がそのまま引き継がれていたため、水道使用者の負担に地域間格差が生じており、公平性確保の観点から早期の一元化が課題となっておりました。

今回、水道料金の一元化を図るため、平成20年度から平成23年度までの水道事業計画に基づく財政計画を作成したところ、合併以降の職員数の削減、業務の民間委託化等経費の節減により、平成20年6月使用分から市全体平均で水道料金を3.2%引き下げて一元化することになりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

市内各地区における平均改定率は、静岡地区7.67%の引き下げ、清水地区4.08%の引き上げ（家事用16.62%の引き上げ、業務用15.34%の引き下げ）、蒲原地区18.65%の引き上げとなります。



▲和田島浄水場

改定のポイント

- 新料金体系については、基本水量を含まない「口径別基本料金」と「従量料金」の二部料金制に一元化します。
- 経営の合理化・経費節減により、静岡市全体で平均改定率 3.2%の引き下げとなります。

●新水道料金表(1か月につき・消費税込)

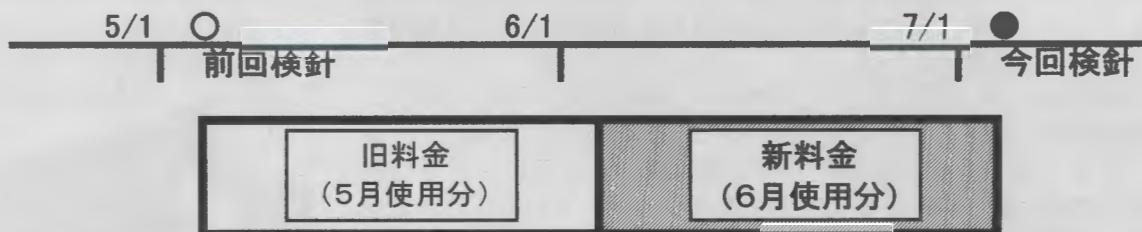
※計算例は、2ページにあります。

区分	基本料金(水道メーターの口径別)		従量料金・超過料金 (円/1m ³)					
	口径	基本料金(円)	10m ³ まで	11m ³ ~20m ³	21m ³ ~50m ³	51m ³ ~100m ³	101m ³ ~500m ³	501m ³ ~
新料金	13 mm	399.00	63.00	112.35	149.10	173.25	192.15	204.75
	20 mm							
	25 mm	651.00						
	30 mm	2,005.50						
	40 mm							
	50 mm	2,971.50						
	75 mm	7,413.00						
	100 mm	12,621.00						
	150 mm	27,604.50						
200 mm								
旧料金	家事用	682.50	基本料金に含む	115.50	136.50	157.50	183.75	210.00
	業務用	756.00	基本料金に含む	136.50	162.75	189.00	220.50	246.75
料金	大口口径施設特別使用料金	基本料金に右の金額を加算	40mm ➡ 2,520 100mm ➡ 25,620	50mm ➡ 6,300 150mm ➡ 44,835	75mm ➡ 12,705 200mm ➡ 83,370			

●新水道料金の適用時期

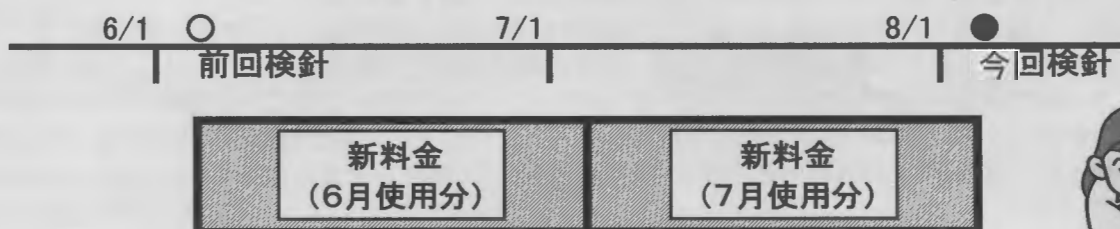
①奇数月を検針する地区

新料金は7月に検針する分(5月～6月使用分)の内、6月使用分から適用します。



②偶数月を検針する地区

新料金は8月に検針する分(6月～7月使用分)から適用します。



●水道料金の計算方法

使用水量の検針は2か月ごとに行っていますが、水道料金は1か月ごと計算しています。

(計算例) 8月検針時、6月～7月に使用した2か月分の使用水量が55 m^3 で、使用水道メーターの口径が20mmの場合、6月分を28 m^3 、7月分を27 m^3 として計算します。

区 分	6月使用分 28 m^3	7月使用分 27 m^3
①基本料金(口径20mm)	399.00円	399.00円
②従量料金		
10 m^3 まで	63.00円 × 10 m^3 = 630.00円	63.00円 × 10 m^3 = 630.00円
10 m^3 を超え 20 m^3 まで	112.35円 × 10 m^3 = 1,123.50円	112.35円 × 10 m^3 = 1,123.50円
20 m^3 を超え 50 m^3 まで	149.10円 × 8 m^3 = 1,192.80円	149.10円 × 7 m^3 = 1,043.70円
	計 28 m^3 = 2,946.30円	計 27 m^3 = 2,797.20円
1か月料金 ①基本料金+②従量料金 ※1円未満の端数は切り捨て	① 399.00円 + ② 2,946.30円 = 3,345円	① 399.00円 + ② 2,797.20円 = 3,196円
水道料金請求額 ※2か月分合算で請求させていただきます。	3,345円 + 3,196円 ⇨ 6,540円 (10円未満の端数は切り捨て)	

平成20年6月使用分から適用

●水道料金(口径13mm及び20mm)・下水道使用料早見表

(2か月分・消費税込)

使用水量 (m ³)	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)	合計 (円)	使用水量 (m ³)	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)	合計 (円)	使用水量 (m ³)	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)	合計 (円)	使用水量 (m ³)	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)	合計 (円)
0	790	1,940	2,730	14	1,680	2,450	4,130	28	2,950	3,720	6,670	42	4,600	5,600	10,200
1	860	1,970	2,830	15	1,740	2,490	4,230	29	3,060	3,850	6,910	43	4,750	5,750	10,500
2	920	2,010	2,930	16	1,800	2,530	4,330	30	3,180	3,990	7,170	44	4,900	5,910	10,810
3	980	2,050	3,030	17	1,860	2,560	4,420	31	3,290	4,120	7,410	45	5,040	6,060	11,100
4	1,050	2,080	3,130	18	1,930	2,600	4,530	32	3,400	4,250	7,650	46	5,190	6,210	11,400
5	1,110	2,120	3,230	19	1,990	2,640	4,630	33	3,510	4,380	7,890	47	5,340	6,360	11,700
6	1,170	2,160	3,330	20	2,050	2,670	4,720	34	3,630	4,510	8,140	48	5,490	6,520	12,010
7	1,230	2,190	3,420	21	2,170	2,800	4,970	35	3,740	4,640	8,380	49	5,640	6,670	12,310
8	1,300	2,230	3,530	22	2,280	2,940	5,220	36	3,850	4,770	8,620	50	5,790	6,820	12,610
9	1,360	2,270	3,630	23	2,390	3,070	5,460	37	3,960	4,900	8,860	60	7,280	8,340	15,620
10	1,420	2,310	3,730	24	2,500	3,200	5,700	38	4,080	5,040	9,120	70	8,770	10,020	18,790
11	1,490	2,340	3,830	25	2,610	3,330	5,940	39	4,190	5,170	9,360	80	10,260	11,700	21,960
12	1,550	2,380	3,930	26	2,730	3,460	6,190	40	4,300	5,300	9,600	90	11,760	13,380	25,140
13	1,610	2,410	4,020	27	2,840	3,590	6,430	41	4,450	5,450	9,900	100	13,250	15,060	28,310

水道料金は、下水道使用料と合わせて2か月ごと請求されます。

ただし、下水道を使用していない方は、水道料金だけの請求となります。

お支払いは、便利な口座振替をご利用ください。また、バーコードが印刷された納入通知書は、コンビニエンスストアでも支払いができます。

●水道料金改定Q&A (その1)

Q 水道料金の改定はなぜ必要なの？

A これまで静岡地区、清水地区、蒲原地区では料金体系などが異なっており、皆さんの負担に格差が生じていました。そのため、公平性の確保から早期の一元化が課題となっていました。

そこで、法令などに示されている同一地域・同一料金の基本原則に沿った新たな料金制度となるよう、水道料金を改定しました。

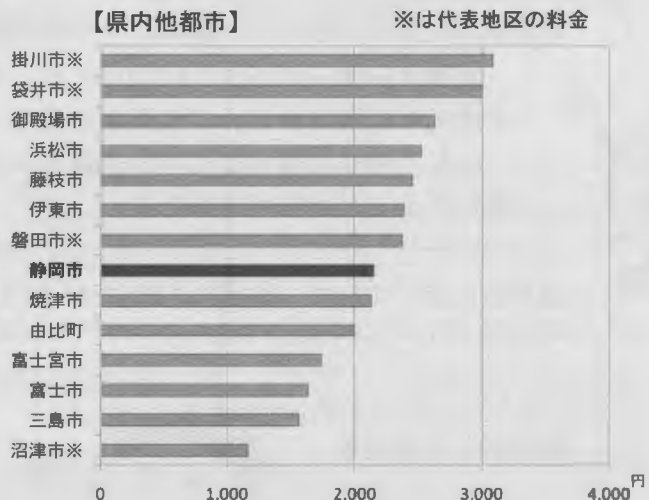
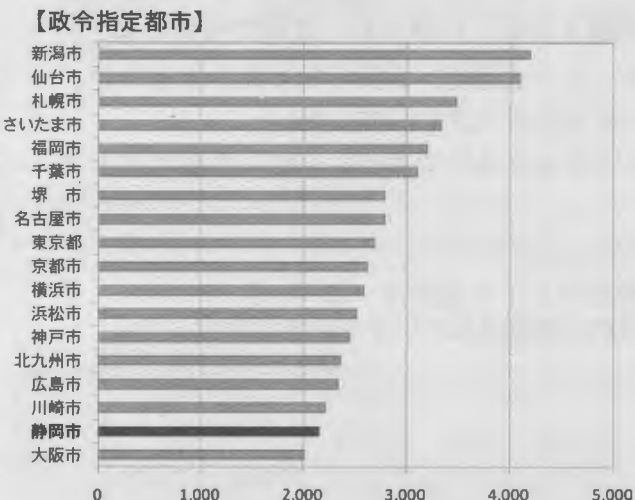


Q 水道料金の改定はどのようにして決めたの？

A 水道料金の一元化を図るため、広く市民の方々から意見を伺うことを目的とした「静岡市水道料金等懇話会」を設置し、平成19年6月から10月にかけて5回にわたり意見交換をしていただきました。

同懇話会から「水道料金等に関する意見書」の提出を受けたうえで改定案を市議会で審議いただき、今回の料金改定を行うことが決まりました。

※ 新水道料金は、他の政令指定都市などと比べても 安価なものとなっております。(H19. 4月現在)
他都市との水道料金比較(口径20mm 1月あたり20m³使用)



●水道料金改定Q&A (その2)

▼1か月あたりの新旧料金対照表(口径13mm及び20mm)

Q 今までとどのくらい違うの?

A 1か月あたりの水道料金は、右の表のように変わります。新料金は、6月使用分からの適用となります。

使用水量	新料金	清水地区旧料金 (家事用)	差額
0 m ³	399 円	682 円	△ 283 円
5 m ³	714 円	682 円	32 円
10 m ³	1,029 円	682 円	347 円
20 m ³	2,152 円	1,837 円	315 円
30 m ³	3,643 円	3,202 円	441 円

Q どうして地区によって水道料金の改定率に差があるの?

A 各地区によって改定率に差があるのは、合併前の料金水準が異なるため、これは、各地区ごと、水道施設の整備費用などに差が生じていたことによるものです。合併以降、水道事業の財政運営は一元化されており、水道施設整備面における地域間格差を是正していきながら、均衡のとれた給水サービスを提供してまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

【地区別の主要建設事業計画】(※事業費については、平成20年度から平成23年度までの4年間分です。)

(静岡地区)

平成20年度～22年度 門屋浄水場緩速ろ過施設改修工事
平成19年度～24年度 鎌田配水場建設工事
平成20年度～23年度 静岡駅北配水池建設工事
平成20年度～23年度 送配水管布設工事
平成20年度～23年度 経年配水管布設替工事
平成20年度～23年度 取水場他施設改良事業

計 111億円
給水人口1人あたりに
換算すると25,000円

(清水地区)

平成20年度～23年度 布沢地区整備事業
平成19年度～26年度 水の相互運用北部ルート事業
平成17年度～23年度 承元寺～谷津導水管更新工事
平成20年度～23年度 送配水管布設工事
平成20年度～23年度 経年配水管布設替工事
平成20年度～23年度 取水場他施設改良事業

計 84億円
給水人口1人あたりに
換算すると36,000円

(蒲原地区)

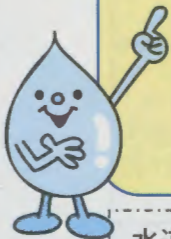
平成18年度～20年度 蒲原第3浄水場改良工事
平成21年度～23年度 蒲原第1浄水場改良工事
平成22年度～23年度 蒲原第1配水池改良工事
平成20年度～23年度 送配水管布設工事
平成20年度～23年度 経年配水管布設替工事

計 9億円
給水人口1人あたりに
換算すると72,000円

●水道メーターボックス(水道メーターを保護する箱)の取り扱いが変わりました。

水道メーターボックスについては、市(上下水道局)が貸与しておりましたが、平成20年4月1日から、ご使用者の負担による設置に変わりました。

なお、今まで貸与していた水道メーターボックスにつきましては、無償でお引き渡しすることとなりました。



水道料金改定について、より詳しく知りたい方は静岡市上下水道局ホームページ(<http://sc.city.shizuoka.jp/kigyoo/index.html>)に資料が掲載されていますのでご覧ください。

このチラシに対するお問い合わせ先

静岡市上下水道局 水道総務課 354-2705、2707、2703
営業課 354-2711、2712、2714、2742、2743